

東芽室地域集会施設再整備事業 制限付一般競争入札 実施要項

1. 事業概要

- (1) 事業名 東芽室地域集会施設再整備事業
- (2) 事業場所 芽室町東芽室南3線25番地4
- (3) 事業期間 議会議決後～令和8年3月13日

2. 入札に関する条件等

(1) 入札参加者の構成

- ① 単独の建設業者又は建設業者で構成する「特定建設共同企業体」(甲型企業体)とする。
- ② 共同企業体は、芽室町に本社(店)があるもので構成することとする。

(2) 参加資格要件等

入札参加資格の確認基準日(以下「基準日」という。)は、参加資格確認申請書の提出期限日とする。なお、入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者が、基準日以降、落札者決定日までに入札参加資格要件を欠く事態に至った場合には、当該入札参加者は失格とする。また、次の全ての事項に該当しなければ、この入札に参加することはできない。

- ① 令和7年度の芽室町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定のほか、以下に該当しない者であること。
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ. 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ. 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ④ 芽室町暴力団排除条例(平成25年条例第26号)に定める暴力団、暴力団又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑤ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成8年訓令第3号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 入札参加企業の要件

① 単独の場合

業種	建築一式
建設業の許可	特定建設業者または一般建設業者であること
経営規模等評価の総合評定値	<u>700</u> 点以上
住所要件	芽室町に本社(店)を有する者
現場代理人	一級建築施工管理技士、一級建築士または二級建築士の資格を有すること
監理技術者又は主任技術者	一級建築施工管理技士、一級建築士または二級建築士の資格を有すること※現場代理人と兼任することが可能

② 共同企業体の場合

特定建設共同企業体		建築
建設工事特定JV代表者	業種	建築一式
	建設業の許可	特定建設業者または一般建設業者であること
	経営規模等評価の総合評定値	<u>700</u> 点以上
	住所要件	芽室町に本社(店)を有する者
	現場代理人	一級建築施工管理技士、一級建築士または二級建築士の資格を有すること
	監理技術者	一級建築施工管理技士、一級建築士または二級建築士の資格を有すること※現場代理人と兼任することが可能
構成員(うち一者)	業種	建築一式
	建設業の許可	特定建設業者または一般建設業者であること
	経営規模等評価の総合評定値	<u>640</u> 点以上
	住所要件	芽室町に本社(店)を有する者
	主任技術者	一級建築施工管理技士、一級建築士または二級建築士の資格を有すること

- ③ 令和7年度の芽室町競争入札参加資格者名簿において、建築工事に登録されていること。
- ④ 監理技術者は、現場代理人と兼任することができる。
- ⑤ 現場代理人は、代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ⑥ 現場代理人は、一級建築施工管理技士、一級建築士又は二級建築士の資格を有するこ

と。

⑦ 本業務の現場代理人として次の要件を満たす者を契約日から竣工・引渡し日まで専任で配置できること。

ア. 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

イ. 一級建築施工管理技士、一級建築士または二級建築士の資格を有すること。

⑧ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から完了まで専任で配置できること。

ア. 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

イ. 一級建築施工管理技士、一級建築士または二級建築士の資格を有すること。

3. 入札参加申請書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 令和7年5月1日(木)12:00

(2) 提出場所 総務課契約法制係